

特集 6・3制を変える小中一貫教育

1947年に制定された教育基本法は、義務教育を9ヶ年と定め、学校教育法によつて小学校6年、中学3年とし、いわゆる6・3制が基本的な学校教育のしくみとして定着してきた。

ところが、2002年12月小泉内閣によつて「構造改革特別区画法」が制定され、その一環である教育特区（特定の地域だけ全国一律の規制とは異なる教育制度のしくみ）が認められ、小中一貫教育、小学校からの英語教育など学習指導要領によらない教育課程の編成が可能になつた（2008年度からは文部科学大臣による指定）。これまでの6・3制を変え、9年間の系統的な学習をすすめるとして、例えば4年・3年・2年を学校区分とする小中一貫教育が全国で取り組み始められた（小中連携校803校、09年4月1日現在、文科省資料）。

この先駆けが、2003年8月特区に認定された東京都・品川区立全小中学校である（詳しくは14頁以降参照）。

新潟県では、三条市が08年2月「三条市教育制度検

討委員会最終報告」を明らかにし、13年度までに全市内で小中一貫教育をすすめるとした。また、湯沢町でも09年10月「教育構想—施設一体型教育システムの構築」を公表し、5校ある小学校を統合して旧湯沢高校跡地に小中一貫教育校の設置を目指している。

いずれも、現在の6・3制の学校区分を、4・3・2制に変える学校教育には地域住民の不安が強い。これら小中一貫教育のすすめ方に行政主導の色濃く、教育的配慮からすすめられているとは見えない。

政権交代した民主党の教育行政についての基本的立場は、「現行の教育委員会制度を抜本的に見直し自治体の長が責任をもつて行う」（民主党政策集INDEX2009）であり、住民の願いでなく首長が主導する教育になりかねない問題をも含んでいる。

今後の県内における小中一貫教育問題をどうとらえるか、東京都の品川区や京都における取り組みを教訓としながら、教育学的に検証されていない制度変更が子どもの成長発達になにをもたらすか探求したい。

（編集部）